

人里のニュースレター

1995/5 第3号

..... 会長からのメッセージ 日高 敏隆

ホタルの季節も近くなってきました。一匹ホタルを見たと思ったら、たちまち一斉に現われてきて、人里の夜を飾ってくれます。

ホタルの幼虫は、雨の日に水から出て、岸に上がり、やわらかい土にもぐりこんでサナギになります。小さな幼虫にとって、これは大変な仕事であり、また大変危険なことでもあります。なぜホタルは何万年の間そんなことをしてきたのか、ぼくにはわかりません。

そして、もう一つ、水の中にいる幼虫に、今雨が降っていることがどのようにしてわかるのでしょうか？自分が水の中にいたら、雨が降っているように晴れていようが、同じことではないでしょうか。

「日本ホタルの会」の大場さんに聞いてみたら、ホタルの幼虫たちは試行錯誤を繰り返しているらしいということです。つまり、水からちょっと岸に出てみて、雨が降っておらず空気も土も乾燥していたら、また水の中に戻ってしまう。こんなことを繰り返しているうちに、とうとう雨の日につかつたら、喜び勇んで地上に上がってゆく、ということなのだそうです。決して、水面に打つ雨の音を聞いているという神秘的な、あるいは詩的な話ではないらしいのです。けれど、それまでずっと水の中で生きて来たホタルの幼虫にとっては、空気が湿っていて、土も水に濡れ、やわらかくなって掘りやすいときに地上に出たほうがいいに決まっています。しかしホタルたちはそのための魔法を身につけているわけではありませんでした。だからホタルの幼虫たちは、雨の日になると、次々と一斉に陸へ上がってきますが、雨でない日に上がってくる幼虫もいないわけではないのです。

同じように不思議で、でもよく調べてみるとちっ

とも不思議ではなくて、けれどやっぱり不思議な気のすることが、人里にはたくさん、毎日毎日、そこでもここでも起こっています。

たとえば、人里の一角に生えているサンショの木の小枝に、アゲハチョウのサナギがついています。きれいな緑色のサナギです。緑色のサンショの葉の蔭で、緑色のサナギはほとんど目につきません。鳥の目にもつかないでしょう。みごとな保護色です。

けれどサンショの木の小枝は決して緑色ではありません。薄い褐色なのです。褐色の小枝についているサナギがなぜ緑色になったのでしょうか？同じように褐色のサンショの幹や枯れ枝には褐色のサナギがついているのに…

その理由は簡単です。サンショの小枝には褐色の薄い皮がありますが、それをはいでみると下は緑色で、嗅いでみると葉の青臭い匂いがするからです。サンショの太い幹や枯れ枝には青臭い匂いはまったくありません。

昔ぼくが調べてみてわかったことですが、サナギになる前のアゲハの幼虫は、世界を青臭いものと青臭くないものの二つに分け、青臭かったら緑色のサナギに、青臭くなかったら褐色のサナギになります。みごとな保護色はその結果なのです。

ぼくら人間は、世界を青臭いものと青臭くないものとに分けようとは考えないでしょう。アゲハの幼虫はなぜ、そんな分け方を「思いついた」のでしょうか？

何でもないような人里から、ぼくらはこのようなことを、いろいろと学べます。そして改めて自分たち人間のことを考えます。人里はぼくらにとって心なごむ存在ですが、しばしばそれ以上のものでもあるのです。



第1図 スリランカのコロンボ近郊の水田

..... 東南アジアのホタル生息地調査旅行記（1） 大場 信義

私は1992年～1995年にシンガポール・マレーシアのジョホール川・スリランカ・インドネシアの西スマトラおよび東マレーシアのサラワクでのホタル生態調査を行いました。ここでは1994年に実施した調査経過の概要について紹介します。この調査は私が現在進めているホタルの発光行動の適応進化や、日本のホタル類の分布拡散経路などを知る上できわめて重要であり、不可欠なものでもあります。これまでの一連の調査研究を通して思うことは、東南アジアにおいてもホタルはやはり人里に生息するということです。しかし、いずれの地においても人里は人間活動が大変活発であり、急速に環境改変が進行しているのが現状です。日本を含めて、人里の保全・再生は東南アジア全体が直面した問題でもあります。今後、日本ばかりでなく、東南アジアの豊かな人里の保全・再生にも目を向けて、日本から東南アジアへ発信することが望まれます。

1994年の調査

スリランカ

2月9日：空路、シンガポールからコロンボへ。

10日：コロンボ郊外の民家の庭には暗くなるとホタル (*Luciola* 属の一種) が大変多く飛翔発光しました。ホタルの飛翔発光活動時間は約1時間でした。庭には野菜畑があり、周辺にはジャックフルーツ・マンゴー・バナナ・ココナツなどが植えられていました。

11日：コロンボから山地帯まで足を延ばしたあと、茶畑やココナツ畑、ゴム園などを見ながら、その日はある民家に宿泊させていただきました。庭は広く、18：30過ぎには高木樹上でホタルが発光しはじめ、その様子や形態からも前夜観察したホタルと同一種と思われました。このホタルは瞬きながら明滅を繰り返しました。19：00ごろには本種の幼虫が草地で発光しはじめたので採集しようと試みましたが、大変敏捷に草の中に逃げ込み、採集が困難でした。採集していると近所の子供たちが集まり、採集に協力してくれたので、かなり採集できました。後にこの黒色の幼虫を飼育した結果、本種の幼虫であることを確認するとともに、この幼虫は貝を捕食せずに、弱った小さなコオロギやバッタ、ムルワームなどを捕食することが飼育によって観察できました。蛹は土で簡単な蛹室



を作り、そのなかで蛹となりました。コロンボ郊外の水田は美しく(第1図)、日本と類似していましたが、水田周辺の樹木が熱帯植物であり、また刈り入れ期がバラバラである点が異なっていました。

12日：キャンディ(Kandy)へ。予想以上に開発が進んだ観光地であり、人口照明の影響が大きすぎたので、町はずれまで行きました。そこはバナナ畑が広がり、人家が散在する暗い一角にホテルが見られました。

13日 キャンディからペラデニア植物園(Peradenia Botanical Gardens)へ。植栽された植物が大きく育って、広大な敷地はホテルにとって好適に思えました。この植物園の一角に巨大な傘状の樹木があり、その下は人々のいこいの場になっていました。スリランカの水田は日本の水田を思わすほど似た景観であり、私には違和感のない環境でありました。水鳥やヘビも目撃され、自然環境がまだ豊かであることを伺わせました。(第2図) シンガポール

4月18日：森の中で僅かに発光するオパボタルに似た両行性ホタルを発見しました。更にクシヒゲボタル(*Stenocladus*)に似た黒色の幼虫も採集したが、幼虫の発光部位は星虫(*Diplocodon*)と同じでした。本種と日本のクシヒゲボタル属ホタル(*Stenocladus*)やイリオモテボタル属(*Rhagophthalmus*)との類縁関係を再検討する必要があります。

20日：夕方から克蘭ジ地区でプテロプティックス・バリダ(*Pteroptys valida*)の観察を行いましたところ、20：30には成虫は樹上で数十個体発光するのを観察できました。

マレーシアのジョホール川

4月21日：ジョホール川の下流域で元シンガポール大学のポルーニン博士のご案内を頂き、ホタルの観察を行いました。この生息地はマングローブ地帯であり、川幅は200m以上で、川のなかに島があるほど大きかったです。上流域の支流に架かる橋の周辺でプテロプティックス・テナ

(*P.tener*)とプテロプティックス・バリダが発光していました。私たちは、小さなボートで下流に行き、21：30ごろにプテロプティックス・ピアナイ(*P.bianai*)の集団を観察したが、同時明滅が認められませんでした。その後、川を遡上すると、0：00ごろにプテロプティックス・テナの集団に出会いました。この集団は時刻が遅いためか、ほとんど同調せずに発光していました。更に上流にはテナとピアナイが共存していました。

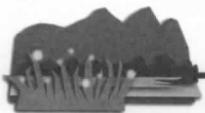
22日：シンガポールから船で約10分の距離に位置するウービン島(Pulau Ubin Is.)のホテルを調査しました。この島はまだ昔のシンガポールの景観が残り、原風景が見られる数少ない場所です。自然環境も良好でした。この日は20：00ごろに樹上や草地にホタルが飛翔発光し始めました。海岸に接した場所で発生していますが、幼虫は樹木下の湿った土に生息していました。このホタルはピロファネス属の一種と考えられましたが、シンガポールでは初記録となりました。

23日：再びシンガポールに戻り、夕方は市内の大きな緑地で、ホタルの調査を行いました。ゲンジボタルに似たホタル属の一種の♀と小型の明滅するピロファネスの一種を採集し、これらはいずれもこれまでにシンガポールでは未記録のホタルでした。

(次号に続く)



第2図. ホタルが群棲するマレーシアの雄大なジョホール川、3種のホタルが流域によって棲み分けしていました。



事務局より

去る3月2日、東京の国鉄労働会館に於て第2回研修会が開かれました。今回は同時期に事務局の移転が重なり、会員の皆様にご連絡等の不備があったにもかかわらず、当日は遠方よりの熱心な会員の方々も参加され、和やかなうちに進行いたしました。

講演は、当会副会長 矢島稔氏、常任理事 大場信義氏のふたりが行いました。矢島氏のテーマは、人里環境の問題及び考え方ということで、自然への参加の仕方、扱い方、これからのことを氏の地元でもあります日野市の自然を題材にスライドと共に話をいたしました。大場氏のテーマは、南西諸島に生息するホタルに関して、三浦半島に於る河川再生の問題をこれまでの研究・調査をもとにお話をいたしました。

また、別紙のように、会則の刷新がされましたことをご報告すると共に、常任理事の選出、新事務局の開設などにより、研修会、講習会、講演、シンポジウム、セミナーなど、早い時点でのご連絡を心がけ、会員の皆様とのコミュニケーションをより一層、深めるようにしてまいります。

■事務局移転のご案内

平成7年3月1日より下記の通り事務局を移転いたしました。

また今後は、三人の常任理事が会の運営に当たり、会員皆様の理解と御協力を得て進めていきたいと存じます。

会長 日高敏隆

常任理事 矢島稔／大場信義／圓谷哲男

●新事務局 〒150東京都渋谷区桜丘町12-8

渋谷コーポラス401

TEL03-3464-9061 FAX03-3464-3762

■情報提供サービス

これからは、システムが整い次第以下の情報サービスを提供して行く予定です。

先生方の研究資料、写真、ビデオ、の貸出し、コピー、FAXサービスなど（一部有料）

■INFORMATION

●第4回シンポジウムのご案内

毎回好評を頂いております、「ホタルを通じて身近な自然環境を考える」シンポジウムを本年は、10月に福岡にて開催することとなりました。皆様是非お誘い合わせの上、多数ご来場くださいますようお願いしております。

詳細につきましては、改めて会員の皆様にご連絡いたします。

日時：平成7年10月13日（金）

場所：明治生命ホール

福岡県福岡市博多区中州15-6-20

●「ホタルしんぶん」(仮称) 発行！

この度、全国の幼稚園・保育園を対象に、(株)学習研究社より「ホタルしんぶん」(仮称)が9月に発行されることになりました。当会は監修者として携わり、子供たちに自然の素晴らしさ、大切さを伝えてまいります。

●「ホタル鑑賞の夕べ」

竜田川浄化センターが啓発活動として実施しております、下水処理水を用いたゲンジボタルの人工飼育は今年で6年目を迎えます。

これまで図書館、中央公民館においてホタルの展示会を行なってきましたが、平成5年の人工飼育舎の完成により飼育規模が拡大しました。このことにより、ゲンジボタルを市民の皆様に公開し、自然に触れる機会を提供すると同時に、下水道関連の展示や施設見学も行ない、市民の快適な暮らしを支える下水道や下水処理場の役割のご理解を頂くとともに、下水道事業の推進を図ることを目的として、当センターに於て、「ホタル鑑賞の夕べ」を開催いたします。

日時：平成7年6月9日（金）、10日（土）、11日（日）午後7時～午後9時

場所：奈良県生駒市東山町201-21奈良県

生駒市竜田川浄化センター

TEL 07437-6-7701

■訃報 去る1月30日当会理事の羽根田弥太氏
がご逝去されました。88歳でした。
ご冥福をお祈りいたします。

人里へのニュースレター

第4号 平成7年5月25日発行

編集 日本ホタルの会 ニュースレター編集委員会

発行 日本ホタルの会 〒105東京都渋谷区桜丘町12-8

渋谷コーポラス401

TEL 03-3464-9061 FAX 03-3464-3762

印刷 菱電印刷株式会社 〒104東京都中央区湊3-5-10

セントラル新富町ビル5F

TEL 03-5566-0681 FAX 03-5566-0690



【日本ホテルの会会則】

第1章 総則

(名称) 第1条 本会の名称は、「日本ホテルの会」という。

(目的) 第2条 本会は、「ホテル」を人里環境の象徴として取り上げ、身近な生き物が生息するような人里環境の保全及び再生を行うことを目的とする。

(事業) 第3条 1. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。(1) 調査研究事業 イ. ホテルを始めとして人里に生活し、人里環境を成り立たせている生き物の生活・繁殖を多面的な視点から学術的に調査・研究する。ロ. 人里の文化的・社会的意味、人間的情緒にとつての意味などを人文的に調査・研究する。

(2) 保護事業 調査研究の提言に基づいて実施する。イ. 身近な生き物の調査・研究に基づき生息環境の保全・再生、さらには拡大をはかる。ロ. 身近な生き物の生息に不可欠な自然環境を有する土地を買い取り、又は、寄贈により所得し、その保全・再生と活用をはかる。ハ. 人里の保全・再生をはかる。ニ. ホテルに関する詩歌、文学、絵画などの資料の収集と保存をはかる。

(3) 普及活動 調査研究の成果に基づいて、知識や情報を分かりやすく個人や企業・行政当局に直接提供する。イ. 広報誌、小冊子、研究書の刊行、出版。ロ. 映像による記録・保存並びに制作放映。ハ. 情報提供サービス(資料・図書・映像による情報提供)。ニ. 環境調査、飼育や増殖、再生のための技術研修。ホ. 研究会、シンポジウム、セミナー等の開催。ヘ. 研究会、シンポジウム、セミナー、講演会への講師、専門家の派遣。各種資料の提供。ト. 地域住民、地方自治体、企業、各種保護事業団体の自然環境の保全・再生、創造等に対する協力。(4) 基金の創設 身近な自然環境の保全と再生に必要な資金を広く個人、法人から受け入れる。(5) その他 本会の目的を達成するために必要な事業を行う。2. 本会では上記の事業を遂行し統括するために事業委員会を設置する。委員及び委員長は会長が任命する。

第2章 財産及び財政

(財産構成) 第4条 この会の財産は、会計年度内における次に掲げる収入を持って構成する。(1) 財産から生じる収入(2) 協賛金および寄付金(3) 事業に伴う収入(4) 会費(5) 補助金等(6) その他の収入

(財産管理) 第5条 1. 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。2. 財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公社債その他安全確実な有価証券に替えて保管しなくてはならない。

(財産の処分の制限) 第6条 財産は、これを処分し、又

は担保に供することはできない。ただし、この会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限り、これを処分し、担保に供することができる。

(経費の支弁) 第7条 本会の事業遂行に要する経費は、第4条から受ける収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算) 第8条 本会の事業計画及びこれにともなう予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算) 第9条 1. 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照書及び財産目録等として作成し、監事の監督を経て、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けなければならない。2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すことができる。

(特別会計) 第10条 本会は、事業の遂行上必要のある時は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、特別会計をもうける事ができる。

(会計年度) 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

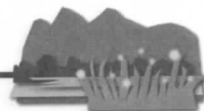
第3章 役員

(役員の定数) 第12条 この会に、次の役員をおく。会長1名/副会長1名/理事長1名/常任理事若干名/理事10名以上20名以内/監事3名

(会長及び副会長の選任) 第13条 1. 会長の選任は常任理事の推挙により、理事会がこれを承認する。2. 副会長の選任は会長の推挙により、理事会がこれを承認する。

(役員の選任) 第14条 1. 理事長は理事の互選とする。2. 常任理事、理事及び監事は、第29条、第30条、第31条に定めた会員1名以上の推挙により会長がこれを選任する。3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねる事ができない。4. 役員の構成は、役員相互に親族その他特別な関係のあるものの数が役員現在数の3分の1以上を越えてはならない。5. 監事には、本会の理事の親族その他特殊な関係のあるもの及び職員が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(職務) 第15条 1. 会長は、本会を代表し、この会の業務を総理する。2. 理事長は理事を総括し、理事会において議長をつとめる。3. 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠け



たときは、職務を代行する。4.会長・副会長又は理事長が欠けた時は理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。5.常任理事は、本会の目的を遂行するため必要な業務を行う。6.理事は、理事会を構成し、この会則に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。7.監事の職務は民法第59条に則って行う。

(任期) 第16条1.役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。2.補欠又は増員によりされた役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。3.役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任) 第17条役員が次の各号に該当するときは、理事会において、それぞれ3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、役員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。(1)心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められたとき。(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。(3)本会の名誉を毀損し又は目的主旨に反するような行動が認められたとき。

(報酬等) 第18条1.役員は無給とする。2.役員には費用を弁償することができる。

(事務局) 第19条本会に事務局をおく。2.事務局に必要な職員をおくことができる。3.職員は会長が任免する。4.事務局の組織及び運営について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。5.本会の事務局を東京都渋谷区桜丘町12-8渋谷コーポラス401に置く。

第4章 理事会

(構成) 第20条理事会は、理事をもって構成する。

(機能) 第21条理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。(1)事業計画及び収支予算の決定(2)事業報告及び収支決算の承認(3)基本財産の処分及び長期借入金の決定(4)その他本会の運営に関する重要な事項。

(理事会招集者並びに議長) 第22条1.理事会は、随時必要なとき会長が招集し、理事長がその議長となる。2.理事の3分の1以上または監事から連名をもって会議の目的たる事項を書面により請求のあったとき、会長は会議を招集しなければならない。3.理事会は、その議決により会長の先決事項を定めることができる。

(開会の定員数) 第23条理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決の定数) 第24条1.理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもってこれを決する事ができる。2.可否半数のときは、議長がこれを決める。

(書面表決等) 第25条やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項についてのみ書面をもって表決をなすことができる。この場合は出席したものとする。

(議事録) 第26条理事会の議事については、議事録を作成し末尾に会長・議長及び出席した役員のうち2名以上が記名捺印して保管するものとする。

(監事の出席) 第27条監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。但し表決には加わらない。

第5章 会員

(会員の種別) 第28条本会の会員は、公的団体会員、法人企業会員、個人会員、ホタル会員からなる。

(公的団体会員) 第29条公的団体会員は地方公共団体、国の機関、公益法人その他の公的団体で、別に定める年会費を収めることができ、常任理事会が認めたもの。

(法人企業会員) 第30条法人企業会員は、当会の趣旨に賛同し別に定める年会費を一口以上収めることのできる法人企業で、常任理事会が認めたもの。

(個人会員) 第31条個人会員は、当会の趣旨に賛同し別に定める年会費を収めることのできる個人で、常任理事会が認めたもの。

(ホタル会員) 第32条ホタル会員は、当会の趣旨に賛同し当会の活動に参加できる個人で、常任理事会が認めたもの。

第6章 会費

(会費) 第33条会費に関しては別途定めた規定に則る。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更) 第34条本会則は理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散) 第35条本会が解散する場合は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に則るか、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得て解散する。

(残余財産の処分) 第36条前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第8章 補則

(設立当初の役員) 第37条第13条の規定にかかわらず本会の設立当初の会長は別紙の通りにする。2.第14条の規定にかかわらず本会の設立当初の理事、監事は別紙の通りにする。

(会則の施行) 第38条1.この会則は、1992年10月12日より施行する。2.この会則は、1995年3月1日より施行する。

(基金の施行) 第39条第3条の1項(4)の基金の創設については別途定めた通り施行する。

